

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

1 平成27年 4 月の公民較差に基づく給与改定について

- (1) 別紙第 1 の 3 で述べた本市職員の給与と民間給与との較差（0.24%）を解消するため、給料表又は諸手当について、本市職員の実態に応じて改定すること。
- (2) 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.10月分引き上げること。
- (3) この改定は、平成27年 4 月 1 日から実施すること。ただし、(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

2 給与制度の総合的見直しについて

給与制度の総合的見直しについては、別紙第 1 の 7 むすび(2)で述べたとおり、国や他の政令指定都市等の状況を踏まえ、本市職員の実態に応じて見直し、これを平成28年 4 月 1 日から実施すること。